

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課
消防庁救急企画室
消防庁国民保護・防災部地域防災室

緊急事態宣言の発出及び

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正等について

令和3年4月23日（金）に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されましたので、情報提供いたします。

各消防機関におかれては、引き続き、消防職団員の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルスの地域における発生段階に応じ、救急や消火をはじめとした必要な業務を継続できる体制を確保していただくようお願いいたします。

また、引き続き、救急隊の感染予防策の実施及び保健所、医療機関、近隣消防機関、都道府県防災主管部（局）等関係機関との連携強化の徹底を図るようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、消防庁から累次にわたり通知等を発出しておりますので、添付資料を参考に適切に対応していただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）配付資料
- 新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について（令和2年6月30日付け消防消第188号消防庁消防・救急課長通知）
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（令和2年12月9日付け消防庁消防・救急課事務連絡）
- 消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（令和2年12月1日付け消防地第384号消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）
- 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について（令和3年3月24日付け消防庁救急企画室事務連絡）

連絡先

消防庁消防・救急課 高荒、永峯、前田

電話：03-5253-7522（直通）

消防庁救急企画室 岡澤、小塩、石田

電話：03-5253-7529（直通）

消防庁国民保護・防災部地域防災室

鈴木、青野

電話：03-5253-7561（直通）